

一般社団法人横浜みなとみらい21不正防止計画推進委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、「一般社団法人横浜みなとみらい21研究活動の不正行為及び研究費の不正使用防止等に関する規定」第10条に基づき、一般社団法人横浜みなとみらい21不正防止計画推進委員会の所掌事項及び運営に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 公的研究費に関わる不正を発生させる要因の把握に関する事項
- (2) 公的研究費に関わる不正防止計画の策定・実施に関する事項
- (3) その他公的研究費の不正防止に関して理事長が特に諮問した事項

(委員会の構成)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 理事長（最高管理責任者）
- (2) 専務理事（統括管理責任者）
- (3) 総務部長（研究不正防止推進責任者）
- (4) 企画調整部長（研究不正防止推進副責任者）
- (5) その他理事長が指名した者

2 委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。

3 委員会に副委員長及び書記を各1名置き、委員長が指名した者をもって充てる。

(委員長、副委員長及び書記の職務)

第4条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 書記は、会議の記録及び資料等の保存に努め、会議終了後速やかに委員会会議記録を作成し、理事長に提出しなければならない。

(委員以外の出席等)

第5条 委員長は、委員以外の者に委員会への出席、説明又は意見を求めることができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事長が行う。

附 則

この規程は、2021年3月1日から施行する。